

災害文化の伝承について ―現場に於ける問題―

島原市役所 正員 ○ 平尾 明
長崎大学工学部 正員 高橋 和雄

1 はじめに

島原市は、平成3年雲仙岳噴火災害からの復興の最中にある。市町村の立場としては、長期間にわたる困難な事業の維持のために、地域住民の復興意欲の振作が必要である。

苦しかった時期を形あるもので記憶させ、過去幾多の先人もまたこのような苦難を克服してきたものであり、現在の我々もかく奮闘しつつあり、又、将来の子孫も覚悟をすべしという意味での災害文化の伝承も意欲振作の有力な方法である。

2 災害「文化」の概念について

「災害文化」の用語そのものは未定着のものであり、災害そのものが特殊なものであるので、文化共有の空間が狭いこと及び災害を忘れたがる特性から世代間の伝播がしにくいことから、欧米では、災害亜文化(sub-culture)として、下位概念とされている。

しかしながら、巨視的には災害は必然的に起こり得るものであり、日本は自然災害を受けやすい国である。現段階で予測技術や回避技術が万全でない以上、即ち完全な「防災」が期待できない以上、せめて、日本に於いては「減災」を目指して、災害「文化」としての構築するべきであろう。

3 島原市の事例

島原には、200年前の寛政四年島原大変肥後迷惑の先導事例が豊富に残っている。

古文書(多くは、東京大学地震研究所刊「新収日本地震資料」の収蔵)に徴しても、例えば、島原藩の奮闘は固より、大村藩、佐賀藩諫早、対岸肥後細川藩の公式記録からも、時代的制約の中で如何に救援の手を差し伸べようとしたかが読み取られ、今回の災害の際の温かい義援と照らし合せて、胸を熱くさせるものがある。また、復興に立上がった住民の記録、口承、石碑、史跡も多く残されている(例 「たいへん」誌 島原市仏教会 平成4年3月刊)。

それらを貫くものは、他の藩においては「惻隱の情」であり、島原藩領内においては「全てを失っても希望を失わない心」とでも云うべきものであり、災害の教訓をなんとかして後世に伝え、再度の噴火の際の困難な時期の鑑とするようにとの思い(島原藩の七供養碑、熊本県熊本市河内町船津亀石寛政津波碑など。)が伝わってくる。考えてみれば、防災土木の精神も「くじけない心」である。

その代表的な事例として、前回も今回も被害を受けた安中「清水川」(参考文献)がある。

勿論、当時の土木技術は現代の観点からは初歩的なものであろうが、そのバックボーンとなる精神は、特筆するべきものである。その精神を支える土木技術という点では、今回と同様である。

このような記録や今回の記録を集大成して後世に残すことは、「減災」の災害文化の確立のために、大いに役にたつことであろう。

4 伝承の方法

災害文化は、前述のように偏在的であり、急速に陳腐化するために埋没しやすく、同じ災害を受けることが多い。明治、昭和の三陸の津波被害の繰り返しをそれを物語っている。これは、災害文化が根付かなかったことも一因である。

そのため、災害文化の確実な伝承のために、

- (1) 災害文化博物館
- (2) 災害文化教育の徹底
- (3) 災害関連物、特に防災施設の記念碑化

が急務である。

- (1) 災害文化博物館＝文化の伝承は、本来、自然に任せるのが本義であろうが、現地保存の困難さ及び災害文化の特性から、許される程度で、資料館博物館などの施設に集中的に、収集、移転し、或いは映像、音声、模型の形で散逸を防止して、保管、展示、教育に利用することは、有効である。
- (2) 災害文化教育の徹底＝将来、被災する子孫のために災害教訓を風化させないために、家庭教育、学校教育、社会教育の分野で、組織的継続的に災害文化を教育する必要がある。今回の災害を受けた者は、語り部として、子孫に語り継ぐべきである。

単に、災害時応急動作の取得のみではなく、自然と人間の生態的調和、人智の限界性にまで踏込んだ教育が望ましい。

- (3) 災害関連物、特に防災施設の記念碑化＝砂防ダム、治山ダムのような防災施設は、なかなか人の目に触れにくいものであるが、それ自身が優れた記念碑であり、防災の語り部である。このような優れた建設物については、概要、諸元などと共に設計陣、施工陣の功績を、理解しやすく、親しみやすい方法で大いに顕彰（土木関係者は、建築関係者よりもシャイなところが見受けられる。）するべきである。近くは熊本県三角港の築港についての顕彰の事例があり、大いにP・Rするべきである。

5 今後の問題

今回の平成3年雲仙普賢岳噴火災害は、理学、工学などの諸自然科学が学理と実務の段階で総動員されたものであった。また、社会科学の実務分野でも、行政手続、法制度など、従来に無い判断を迫られたと云う意味で画期的であった。

今後は、これら後世に残すべき貴重なものを、如何に災害文化として、効率的に伝承させていくか、これからの問題に属することになる。

(参考文献)

島原市指定史跡清水川 (Simabara City designated historic sight SIMIZUGAWA) について

平成3年雲仙岳噴火災害で壊滅した「中木場簡易水道」は、警戒区域縮小に伴い、平成7年5月に再び通水供用開始され、地元住民の水需要を満たしているが、昭和43年以前は、文政4年(1821)から自然流下式の「清水川」として150年の長きにわたり地元住民の命の水であった。

今は火砕流の下に埋もれた「清水川」碑文が当時の事情を伝えて余りある。

(清水川由来の概要 平尾略記)

旧来の水が枯れたのは、寛政4年島原大變の眉山崩壊にある。

古文書によれば、村人は、飲み水を求めて、島原、深江に水買に行ったとある。

時の庄屋下田吉兵衛は村民と協議し、村内18箇所水を求めたが、不可であった

時の松平侯、肥後の例を引き、太宰府での祈念を勧めた。下田庄屋は、村民3人と太宰府に至り、祈ること十七夜、岩上山の谷間に水源を発見した夢を見た。正夢であった。時に文政4年(1821年)4月であった。木を削り貫き、通水が完成したのは、半年後であった。費用は、銀22貫500匁(内藩補助3貫目)という。村民安堵の喜びが岩下神社創建するに至った。その水源から下流の太下まで一里十丁(約5キロ)であった。後、樋の腐食が甚だしいため、安政5年(1858年)、幅1尺5寸深さ7寸、底は漆喰とする切石造工法に変更された。費用は、65貫233匁(現在では、1億を超える費用である。)とされ、加えるに村民全員の苦役により当時としては、高度な工法で改修されたのである。土石流被災直前まで清冽な流れを保っていた。

清水川由来碑文中、碑受石を1尺5寸×7寸としたのも、先人の労苦を偲ぶよすがとするためであるとするのは、心を打つ文言である。